

三朝町障がい者就労施設等からの物品優先調達方針

平成 25 年 9 月 17 日制定

この方針は、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成 24 年法律 50 号。以下「法」という。）に基づき物品及び役務の調達等に関し、障がい者就労施設等の受注の機会を確保するために必要な事項等を定めることにより、障がい者就労施設等が供給する物品及び役務に対する需要の拡大を図り、もって障がい者就労施設で就労する障がい者、在宅就業障がい者の自立の促進に資することを目的とする。

1 調達方針策定の背景及び意義

障がいのある方が自立した生活を送るためには、就労によって経済的な基盤を確立することが重要である。

そのためには、障がい者の雇用を支援する積極的な対策を図ることも重要であるが、それに加え、障がい者が就労する施設等の仕事を確保し、その経営基盤を強化する取り組みも求められている。

このような観点から、障がい者就労支援施設等からの物品等の調達を推進し、需要の拡大を図るための調達方針を策定する。

2 調達方針の考え方

法第 9 条の規定に基づき、毎年度、物品、役務の調達に関し、当該年度の予算及び事務・事業の予定等を勘案して、調達方針を策定・公表し、当該調達方針に基づき物品等の調達を行い、会計年度の終了後、調達の概要を取りまとめ公表するものとする。

3 調達の実施

（１） 障がい者就労施設等からの物品調達に当たっては、障がい者就労施設等が提供することができる物品、役務を確認のうえ、庁内各課へ情報提供し、可能な限り障がい者就労施設等への発注に努めるものとする。

（２） 障がい者就労施設等からの物品調達に当たっては、予算の適正な執行に配慮しつつ、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 2 第 1 項第 3 号の規定に基づき、原則として、鳥取県中部管内の障がい者就労施設等との随意契約により契約を締結する。

4 調達物品等及び目標

障がい者就労施設等から調達する物品等及び目標は、別表のとおりとする。

5 障がい者就労施設等に対する物品等の調達に関する情報提供

別表に掲げた供給物品等及び目標、その他障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進に資する情報については、ホームページ等を活用し、可能な限り障がい者就労施設等へ情報提供することとする。

6 調達実績の取りまとめ

調達実績については、法第9条第5項の規定に基づき、会計年度の終了後、調達実績の概要を取りまとめ、公表するものとする。

7 その他

- (1) 物品、役務の契約にあたっては、この方針に定めるもののほか、三朝町会計規則の定めるところによる。
- (2) この方針の担当窓口は、健康福祉課福祉推進室とする。

【別表】

平成25年度障がい者就労施設等からの物品等の調達目標

○優先調達の目標額

平成25年度においては前年実績を目標とし、それを上回るよう努める。

○対象物品・役務

各課の事業予定の範囲内で適宜、努力する。

品目・役務	用途・使用例
煎餅菓子	記念品等
弁当等	イベント用品
印刷・プリント等	ポスター・リーフレット
物品等	ごみ袋等

○障がい福祉サービス事業所の共同受注窓口

特定非営利活動法人 鳥取県障害者就労事業振興センター
〒680-0901 鳥取市江津 730 ☎0857-50-1122

〔共同受付窓口とは〕

障がい者就労施設等の提供可能な物品・役務の情報収集、受注内容に対応可能な複数の事業所にあつ旋・仲介する業務を行っています。